

申請に対する処分

処分名	寝たきり高齢者等理髪サービス事業利用の決定
根拠法令	奄美市寝たきり高齢者等理髪サービス事業運営要綱
所管課	高齢者福祉課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

奄美市に居住するおおむね65歳以上の在宅高齢者で、寝たきりのため日常生活を営むのに支障のある者

(2) 申請の方法

寝たきり高齢者等理髪サービス事業利用申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している者

2 標準処理時間

7日